

## 改正の方向性（産業動物）

第一種動物取扱業に追加  
国際基準に則った飼育の推進  
畜産に関連する行政との連携



生きている

2016年 埼玉県

## 農場で不要になった動物の殺処分方法は非人道的な方法が日常的にとられている

ニワトリ

- 叩き殺す／焼き殺す／ビニール袋に入れて窒息死／ケージにまとめて入れて溺死させる／死ぬまで放置し衰弱死または餓死させる

ブタ

- 叩き殺す／衰弱死させる／首吊り

※複数の農場の従業員からの情報



**代替手段があるにも関わらず、絶食・絶水をさせ、  
餓死、衰弱死を招いている**



移動させる際にスタンガンを執拗に押し付ける、耳を引っ張り上げる、尻尾をねじり上げ骨折させる、殴る、蹴る、蹄や顔を蹴り上げるなどが行われている。



**2016年、と畜場に運ばれてきた母豚は、血まみれだった。**



2017年夏、と畜場に運ばれてきた豚たちは、暑さと乾き、過密状態で苦しんでいた



## 牛と畜場50.4%・豚と畜場86.4%が飲水できない

2011年食肉衛生検査所調査

- 最大27時間、輸送を含めるともっと長く水が飲めない
- その為死ぬ前日に飲める水は仲間のし尿や糞まみれの水だけ



コンテナに積まれた鶏が、頭を挟まれて死んでいることや足が取れていることもある





**と畜場では、野生動物が積み上げられたコンテナの中で身動きが取れない  
鶏を、生きたまま食う**

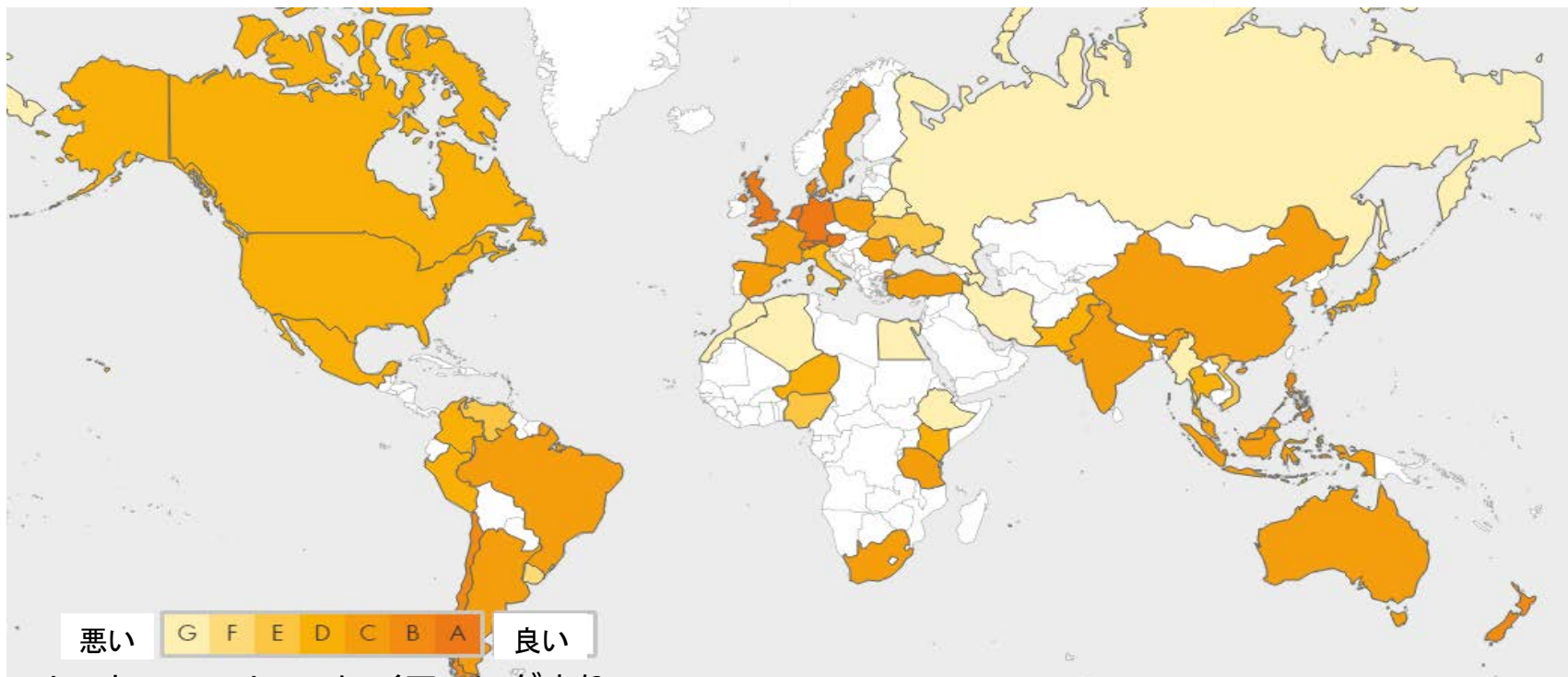
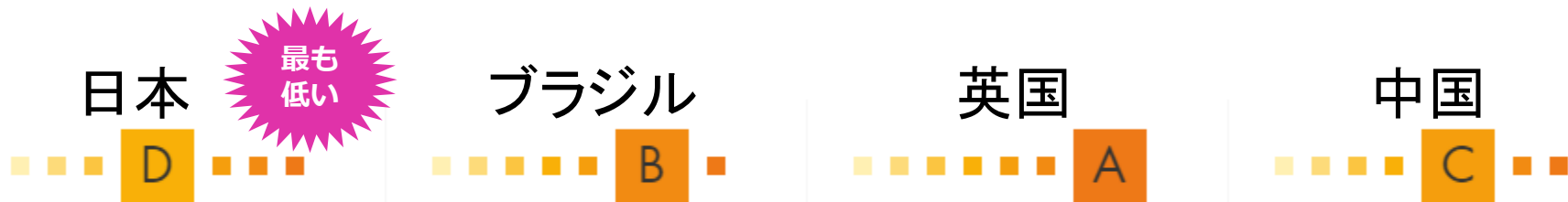


## 採卵鶏のと畜場で夜間放置されている

- 輸送含め1～2日間、飲水もできず、体を動かすことや正しい姿勢で立つことすらできない状態
- 長時間運搬用ケージを積み上げて放置しているため、上段の鶏の糞尿、割れた卵が下の鶏の体を汚し、濡らす
- 夏場は一晩放置することでウジ、ハエが湧いており、非常に不衛生な状態

# 畜産の動物保護、日本は評価が低い

日本には法律やガイドラインは多少あるが、  
実効性がないという評価をされている



# 東アジアの畜産動物の福祉に関する法規制

## 中国

- 罰則を伴う（実効性がある）福祉を含んだ家畜法、国家レベルで制定された豚屠殺実施方法管理条例、豚屠殺管理条例がある
- と畜に関する基準（豚屠殺の技術基準）が制定されており、内容はOIE陸生動物衛生規約 第7.5章「動物のと畜」よりも高い基準になっている

## 韓国

- ガス法か電殺法などにより事前に意識を失わせることが法律に明記（動物保護法）
- 動物福祉畜産農場の認証が法律に定められており、福祉改善のための資金援助、トレーニングなどを提供する事となっている（動物保護法）
- 農務省が工場畜産からアニマルウェルフェア型に切り替えることを宣言
- 鶏の飼養面積をEU並にすることを動物保護法に入れることを検討中

## 台湾

- 豚・牛・羊を輸送する従業員は訓練コースを卒業し、在職中の訓練も求められている
- 「国の主管機関は実際状況に即して人道的に動物を屠殺する準則を制定しなければならない。」とあり、これの準則に従わずに動物を屠殺した場合は罰則がある

今回、法律で実現すべきことは

# 最低限のウェルフェアの確保

暴力的な扱いをなくし、  
産業動物の福祉のボトムアップを行う

# 現状の課題と愛護法の改正の方向性

## 課題

1. 畜産・と畜場では、法遵守の意識が大変薄い
2. 暴力的な行為が一般化してしまっており、自主的な改善の傾向もほぼない
3. 暴力が行われていても発見できない
4. 畜産関係の公務員が暴力的行為を見つけても、動物愛護法やアニマルウェルフェアについての指導を行わない

## 改正の方向性案

**畜産、輸送業、と畜場を動物取扱業に含める**

**動物愛護法内に産業動物についての条項を設ける**

**国際基準を守り、苦痛を与えない殺処分方法を規定する**

**連携機関に、“家畜保健衛生所”“食肉衛生検査所”“畜産に関わる地方行政部局”を含める**

(地方公共団体への情報提供等)

第四十三条の三 . . . 家畜保健衛生所、食肉衛生検査所及び畜産振興及び家畜衛生を担当する地方公共団体の部局及び都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(動物を畜産業の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十二条 動物を畜産業の利用に供する場合には、国際的な基準を踏まえて、できる限りその動物に身体的、精神的苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 動物を畜産業の利用に供する目的を達成する前において回復の見込みのない状態に陥っている場合若しくは病気の感染の予防に必要な場合には、その畜産業の利用に供する者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、また国際的な基準等を踏まえて、第一項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めなければならない。

4 動物を畜産業の利用に供する者は、前項の基準を遵守しなければならない。